



第3部

基本計画・各論



第1章

都市整備分野

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実



第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進



現状

- 市では、都市計画マスタープラン*に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 市の行政区域7,347haのうち、森林や丘陵地などの自然地は、7割を占めています。市街地は、台地部を中心に形成されています。また、市の全域は都市計画区域*で令和3年(2021年)4月1日現在の市街化区域*は16.3%(1198ha)、市街化調整区域*は83.7%(6,136ha)となっています。
- 市では市内に点在する空き家について、防災・衛生上の観点から、適正管理を推進するほか、利活用により空き家の解消を図るため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を進めています。

課題と対応の方向性

- 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりや地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を今後も継続することが必要です。
- 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックを有効に活用し、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化*対策を推進しながら、循環型社会*の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。

基本方針

- 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- 既存ストック*の有効活用のほか緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
まちづくり案(地区計画*等)の策定数	0か所	2か所
産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)	0ha	2.8ha (令和7年度)
土地区画整理事業進捗率(事業費ベース)	5.5%	100% (令和7年度)
管理不全の空き家の是正済み件数	115件	200件

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

①地区の特性に応じた適正な土地利用の推進

都市計画マスタープラン*による計画的な市街地形成の推進、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化*対策や循環型社会*の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間や公共を問わず、地域の既存ストック*を有効に活用していきます。

②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区や秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

①宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。

②地区計画*等を利用したまちづくりの推進

地区計画*による地区施設の整備計画が定められている地区においては、計画に沿って道路や広場などの基盤整備を進めます。また、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画*等を活用したまちづくりのルールづくりを推進します。



3 市街地の整備

① 土地区画整備事業による新市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに実施される土地区画整理事業は、組合等が主体となった民間施行による実施を検討します。

② 民間活力による新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区では、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。

③ 空き家の適正管理

市民生活の安全と安心を確保するため、空き家の実態把握に努め、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を図ります。

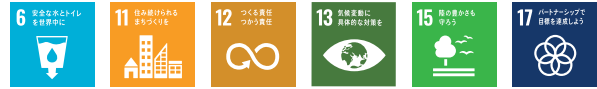
④ 既存ストック*としての空き家の活用

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進します。



あきる野市空家等対策計画

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成



現状

- 本市の緑の総量は、約5,100ha(市域の約70%)に及んでおり、その大半が山地・丘陵地などの樹林地と農地です。また、市街地の中にも多くの緑が残されています。これらの優良な緑地機能は、市街地環境の保全や、ゆとりある市街地の創出において、貴重な存在です。
- 崖線部にある約65haの樹林(崖線緑地*)は、非常に特色ある緑として貴重な存在であり、市では、野辺地区、雨間地区及び牛沼地区の一部の河岸段丘*を保存緑地*として指定し、保全しています。
- 道路や公園などの公共施設においては、街路樹や公園施設として、緑の確保の取組を進めています。また、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度*を取り入れており、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。

課題と対応の方向性

- 市街地に存在する緑地は、今後も保全を図るとともに、市街地の空洞化への対応、生物多様性*の維持など、ゆとりある良好な市街地環境の創出に向けた取組が必要です。
- 都市的土地利用を図る区域においては、適切かつ計画的な緑地の保全と創出を図ることが必要です。
- 道路や公園等は、継続的な維持管理が求められます。そのためには、通常の維持管理のみならず、市民との協働のまちづくりとして、現在取り組んでいるアダプト制度*等を継続する必要があります。しかしながら、登録団体員の高齢化等により、団体数が減少傾向にあることから、協働のまちづくりを進めるためには、魅力的なきっかけづくりや意識の醸成等が必要です。

基本方針

- 都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用の抑制による緑地空間の保全の二面性を確保していくため、公園や都市緑地等の保全・創出に努めます。
- 市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。



施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
緑豊かな都市環境の形成に対する満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	24.8%	30.0%
崖線緑地*の保全箇所数	3か所	3か所以上
アダプト制度*登録団体数	5団体	5団体以上

施策の内容

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑確保の推進

生物多様性あきる野戦略を踏まえ、保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしなが、緑の保全、創出及び活用に努めます。

② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを進めます。

③ 市民参加による地域づくり

地域の子どもたちを対象とした環境学習、市による取組事例の展示等を通じて、身近な環境づくりに対する市民意識の更なる高揚を図り、市民生活に密着した道路、公園等における市民等の自発的な緑化や美化、清掃等の活動を促進し、市民参加による地域づくりを進めます。

2 公園・緑地の整備保全・創出

① 公園・緑地の適正管理

市民に親しまれ、憩いの場である公園は、安全に利用できるよう、適切に管理するとともに、緑地機能の保全を図ります。また、公園機能の多様性について検討していきます。

② 崖線の緑地の保全

秋川や平井川などの河岸段丘*に残された良好な崖線の緑地は、生物多様性*保全の観点からも貴重であるため、保全を図ります。



草花公園

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実



現状

- 都市計画道路*は20路線で、総延長が約38,700mあり、令和3年度(2021年度)現在の整備済延長は26,620mで、整備率は68.8%となっています。
- 市道の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。
- 公共交通機関の一つであるJR五日市線の1日平均の乗車人員は、平成20年度(2008年度)以降おおむね減少傾向であり、令和2年度(2020年度)の市内5駅合計の1日平均の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961人となっています。
- 高齢化や人口減少などにより、公共交通の空白地域を中心に交通弱者が増加することが予想されます。このため、市では、公共交通実証実験等を通じて、持続可能な公共交通網の構築に向け、公共交通の整備手法などの検討を進めています。
- 公共下水道の令和3年(2021年)3月31日現在の整備率は、都市計画決定面積約1,659haのうち、80.47%(約1,335ha)となっています。
- 市内には、秋川、平井川及び多摩川の3水系並びにその流域が存在し、国、東京都及び市の河川管理者により、治水対策のほか、水質汚濁の防止を進めるとともに、親水*や生態系*の保全といった市内河川に有する機能に着目した維持管理を行ってきました。

課題と対応の方向性

- 東京都における都市計画道路*の整備方針に基づき、幹線道路網の骨格となる都市計画道路*の整備が必要です。
- 市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていく必要があります。
- 道路の舗装・付属物の老朽化により、歩行者や自転車、自動車の通行に支障が生じることがないように、維持補修の充実が必要です。
- 公共交通の利用者の減少は、運行便数に影響を及ぼす可能性があることから、公共交通の維持に向けて、利用者の増加に向けた取組が必要です。また、利用者の利便性の一層の向上や輸送力の強化に向け、公共交通事業者への働きかけが必要です。

第1章 都市整備分野



- 高齢者、交通手段をもたない市民などを対象とした移動手段の確保が求められており、公共交通対策の充実が必要です。
- 合併処理浄化槽*の活用など、多角的な視点から本市の汚水処理の在り方を検討するとともに、公共下水道等の整備や下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組むことが必要です。
- 市内の法定外河川は、法定河川*を管理する国や東京都と連携し、河川の維持・保全を行っています。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえ、治水や利水、親水*機能や生態系*の保全を維持するため、河川整備の在り方を検討することが必要です。

基本方針

- 今後の交通需要等を注視しながら、都市計画道路*等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備等に取り組みます。
- 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、自動車の通行だけでなく、自転車や歩行者の通行にも配慮した道路整備を進めます。
- 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、汚水処理の推進などに取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
都市計画道路*の整備率	68.8%	72.0%
舗装の修繕工事の延長	—	1,000m
市内全域の公共交通網の構築	未構築	構築又は構築の 目途が立っている
汚水処理人口普及率	96.5%	99.0% (令和7年度)



施策の内容

1 道路の整備

①道路の整備の推進

東京都における都市計画道路*の整備方針に基づく都市計画道路*の整備を推進します。また、面的整備などの手法も取り入れつつ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格形成を図ります。

②道路施設の整備・維持管理

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、道路施設の整備・維持管理を推進します。

③道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、維持管理・更新を推進します。

2 交通体系の整備

①既存の公共交通の維持及び利便性の向上

既存の公共交通を可能な限り維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策を継続します。また、公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努めます。

②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進

地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン*、総合管理計画等との連動性を考慮しながら、公共交通優先検討区域*における実証実験等を通じて、地域公共交通計画の策定、公共交通空白地域*の解消などの公共交通対策に取り組みます。

③公共交通の利用に関する意識啓発

公共交通の維持・導入に当たっては、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発に取り組みます。

3 汚水処理による持続可能な公共水域の保全

①汚水処理の在り方の検討

公共下水道や合併処理浄化槽*の特性を検証の上、本市の汚水処理の在り方を検討します。

②下水道等整備事業の推進

下水道事業経営戦略等に基づく健全な公営企業としての運営の下、下水道等の整備事業を推進します。

③下水道施設の維持管理

下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。

4 河川の整備

①河川の整備・維持管理

河川の維持・保全を継続するとともに、親水*や生態系*の保全を含めた治水・利水・河川環境の整備や保全の在り方について検討します。

